
令和7年度第4回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和7年7月10日(木) 13時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

会長	12番	安部 寛			
会長職務代理者	13番	山根 祐一	14番	川村 忠幸	
委員	1番	田中 孝幸	2番	東田 輝正	
	3番	明治 良一	4番	岸本 慶子	
	5番	衣笠 指囷	6番	横野 俊彦	
	7番	大村 祥一朗	8番	上田 正人	
	9番	大谷 誠一	10番	細田 邦男	

○農地利用最適化推進委員

委員	西尾 寿秋	井上 寿光		
	岸本 政明	横山 茂		
	猪本 正己	佐藤 洋一		
	藤田 榮一郎	鎌谷 一也		
	中山 浩一	保田 公範		
	山田 裕人	公賀 義高		
	中嶋 美枝子			

4. 欠席委員 山本 知司 荻原 晴雄

5. 議事日程

- | | | | |
|----|------------|----------------------------|----------|
| 第1 | 議事録署名委員の指名 | 2番 東田 輝正 | 3番 明治 良一 |
| 第2 | 報告事項1 | 農地法第3条の3の規定による届出書について | |
| | 2 | 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について | |
| | 3 | 農用地利用集積等促進計画の認可取消について | |
| 第3 | 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請審議について | |
| 第4 | 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可の取消願について | |
| 第5 | 議案第3号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について | |
| 第6 | 議案第4号 | 農用地利用集積等促進計画について | |
| 第7 | 議案第5号 | 共有者等を確知することができない農地の公示について | |
| 第8 | その他 | | |

農業委員会事務局職員 事務局長 西山 千華子 係 長 尾崎 千穂
主 任 奥谷 真好

6. 会議の概要

局長

開会（13時30分）

本日の欠席者は、山本知司委員、荻原晴雄推進委員の2名です。

農業委員 出席者数 13名

農地利用最適化推進委員 出席者数 13名

定足数に達していますので、令和7年度第4回八頭町農業委員会を始めます。

開会にあたり、議長（会長）あいさつをお願いします。

議長（会長）

（あいさつ、県外研修報告）

日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、2番 東田輝正委員、3番 明治良一委員、にお願いしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

次に日程第2、報告事項です。私からは今、研修会の報告をしましたので、私からは以上とさせてもらい、委員さん方で報告がありましたらお願いしたいと思います。

委員一同

（報告なし）

議長（会長）

無いようですので、事務局は報告をお願いします。

事務局

報告を3件させていただきます。資料をご覧ください。

報告1 農地法第3条の3の規定による届出書について。相続についての届出です。

今月は6件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。

報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。5ページをご覧ください。農地の貸借の合意解約です。今月は1件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。

報告3 農用地利用集積等促進計画の認可取消について。6ページをご覧ください。令和7年3月委員会で審議をしていただき、4月25日付で認可されました譲渡人●●●さんと譲受人●●●さんとの所有権移転売買にかかる促進計画です。対象農地の一部が、河川災害復旧の護岸用地として一部県に買収されることとなったため、県への売買が終了してから再度促進計画による所有権移転を行いたいとのことで、譲渡人、譲受人双方の連名により、八頭町へ認可の取消願いが提出されました。5月30日付けで、町が認可取消の手続きをおこなっております。今後、また改めて所有権移転の申請が提出される予定です。以上です。

議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきまして、質問意見等がある方はお願いしたいと思います。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。 受付番号9-1について、事務局は説明をお願いします。
事務局	農地法第3条の規定による許可申請審議について。 受付番号9-1について説明します。 【議案第1号 受付番号9-1 朗読後、説明】 土地の所在地 野町地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 269 m ² 理由につきましては、譲渡人の●●●●さんは町外にお住まいで、この度、地元の方の仲介で福地集落内にある宅地を譲受人の●●●●さんが購入されることとなり、同時に畑も購入することになり、売買の話がまとまったものです。 農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人の●●●●さんは所有する農地はありませんが、地元の農業者の農業のお手伝いや指導をうけておられ、主に水稻の栽培に携わっておられます。今回譲り受ける農地には、柿やキウイが植わっており、そのまま引き継いで栽培される予定です。 通作については、自宅から概ね200m程度で問題ないと思われま す。 農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人の●●●●さんは、6年程度の農業従事経験がありますので、問題はないと思われま す。 最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、従前同様に果樹を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。 以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきまして、私が事前調査をしておりますので報告させていただきたいと思えます。●●●●さんは、当福地部落なんですけど、ここに借家でですね住んでおられまして、ちょっとその借家からですね自分の家持ちをしたいということで、自分で同地区で家を建てたいということで●●●●さんとの話がまとまったところでもあります。

議長（会長）	<p>●●さんは、先ほど事務局ありましたとおり、畑を作っておられまして、その中に柿やキウイを植えておられまして、鹿等が入らないように、きれいにメッシュで囲われておられるというところがあります。●●さんも年に数回上がられてですね、草刈り等をして管理されている場所というところで、その場所をですね、引き続き●●さんがですね、使われるということのようであります。</p> <p>きちんと管理されてる中で引き継ぎされるということで、現地確認したところ、問題ないというふうに思っております。以上です。</p> <p>そうしますと、受付番号9-1につきまして、質問意見等がある方はお願いしたいと思っております。</p>
委員一同	(質疑なし)
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決に移りたいと思っております。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	(挙手多数)
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号9-1について、申請どおり決定といたします。</p> <p>以上で、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の取消願につきまして審議を行います。</p> <p>受付番号2-1について事務局は説明をお願いします</p>
事務局	<p>議案書の2ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条の規定による許可の取消願について。</p> <p>受付番号2-1について説明します。</p> <p>【議案第2号 受付番号2-1朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地 用呂地内</p> <p>登記地目：畑 現況地目：畑</p> <p>面積 277 m²</p> <p>この申請地の売買については、令和7年3月の農業委員会で許可が出ておりました。その後、譲受人の●●●●さんの生活状況が変わり、売買契約が不成立となり、この度、双方連名にて許可取消願を提出されたものです。</p> <p>許可の取消し後は、譲渡人の●●さんが従前通り草刈等の管理をされるということです。</p> <p>農業委員会で許可取消の許可が出た後は、双方に許可取消の通</p>

事務局	知を送付します。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。受付番号 2-1 につきまして、質問意見のある方はお願いしたいと思います。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（挙手多数）
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号 2-1 について、申請どおり決定といたします。</p> <p>以上で、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可の取消願についての審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきまして審議を行います。</p> <p>受付番号 2-1 について事務局は説明をお願いします</p>
事務局	<p>議案書の 3 ページをご覧ください。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請審議について。</p> <p>受付番号 2-1 について説明をします。</p> <p>【議案第 3 号 受付番号 2-1 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地 用呂地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 203 m²</p> <p>土地の所在地 用呂地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 44 m²</p> <p>資料については、議案書の 4 ページから 7 ページに付けています。</p> <p>場所については、議案書の 4 ページから 5 ページに図面を付けていますが、用呂集落の南にある農地になります。土地利用計画図は 7 ページに付けています。</p> <p>転用理由につきましては、現在使用している駐車場の駐車台数が不足しており、駐車台数を増設するため駐車場を整備したいとのことです。</p> <p>本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明しま</p>

事務局	<p>す。</p> <p>まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小集団の生産力の低い第2種農地に該当します。許可根拠は集落接続です。</p> <p>資力及び信用についてですが、資力は金融機関の通帳の写しにより確認をしました。</p> <p>また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。</p> <p>事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。</p> <p>周辺農地への影響ですが、東側、北側は境内、西側は畑、南側は田であり、隣接農地の同意は得られています。</p> <p>また、雨水は自然流下で既設水路へ放流し、汚水は発生しません。</p> <p>日照、通風についてですが、建築物はないため、影響はありません。</p> <p>また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。以上です。 【スライド現地説明】</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。この件につきましては、6番 横野俊彦委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。</p>
横野委員	<p>はい、6番横野です。受付番号 2-1 について説明させていただきます。7月の6日に現地および本人さんとお話をして、確認をさせていただきました。</p> <p>現所有者の●●さんは●●●●●ですんで、その●●●の方に所有権を移転して、駐車場が手狭なので、広くして使用したいということのようです。先ほど説明がありましたとおり、特に問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。この件につきまして、質問意見のある方はをお願いします。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（挙手多数）</p>

議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。</p> <p>続きまして、受付番号 3-2 について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号 3-2 について説明をします。</p> <p>【議案第 3 号 受付番号 3-2 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地 池田地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 403 m²</p> <p>資料については、議案書の 8 ページから 13 ページに付けています。</p> <p>場所については、議案書の 8 ページから 9 ページに図面を付けていますが、池田集落の東にある農地になります。土地利用計画図は 11 ページに付けています。</p> <p>転用理由につきましては、家族の増加に伴い、実家近くの土地に住居を整備したいとのことでした。</p> <p>本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小集団の生産力の低い第 2 種農地に該当します。許可根拠は集落接続です。</p> <p>資力及び信用についてですが、資力は金融機関の融資証明書により確認をしました。</p> <p>また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。</p> <p>事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。</p> <p>周辺農地への影響ですが、東側は道路、西側、南側、北側は畑であり、隣接農地の同意は得られています。</p> <p>また、雨水は自然流下で既設の農業用水路へ放流し、汚水は公共下水へ接続します。</p> <p>日照、通風についてですが、隣接農地と十分に距離をとっているため影響はありません。</p> <p>また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。以上です。 【スライド現地説明】</p>

議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきましては、8番 上田正人委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
上田委員	はい、議席番号8番の上田でございます。受付番号3-2についてご報告をさせていただきます。土地の所在地は池田●●●●です。ここは今、柿畑です。県道から入る道は、池田の1班の方が多いです。 7月3日にですね、●●さん、●●さんに確認をいたしました。ご本人に電話で確認をしたところ、一般個人住宅を建てられるそうです。現状は柿畑です。先ほども申しましたが、池田は61軒で限界集落となりつつあるような、また家が建つということで、喜ばしいことだと、こういうふうにいるところでございます。以上、報告を終わります。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきまして、質問意見等がある方はお願いしたいと思います。
委員一同	(質疑なし)
議長（会長）	意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(挙手多数)
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 以上で議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての審議を終了します。 続きまして、日程第6 議案第4号 農用地利用集積等促進計画について、事務局は説明をお願いします。
事務局	議案書の14ページをご覧ください。 議案第4号 農用地利用集積等促進計画について説明します。 八頭町長より令和7年6月30日付けで農用地利用集積等促進計画について意見を求められているものです。 それでは、整理番号108-1から118-11について説明します。 この度は所有権移転売買と貸借があります。 整理番号108-1と109-2が売買です。所有者の●●●●さんは申請地を耕作できず管理をしておられましたが、隣接する田の所有者の●●●●さんが●●さんへ買い受けた旨相談をされ、売買の

事務局	<p>話がまとまったものです。●●●●さんは、購入後は、申請地と隣接の所有地の畦畔を取り除いて1枚の田にして、水稻を栽培されるということです。</p> <p>続きまして、整理番号110-3から118-11の貸借についてです。鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地19,037㎡(13筆)を借受け希望のありました地域の担い手等へそれぞれ貸付けをするものです。</p> <p>地域の担い手法人1社へ682㎡(1筆)、その他5名の個人耕作者へ18,355㎡(12筆)を貸付けます。</p> <p>補足説明ですが、議案書の16ページ、整理番号114-7は農業者年金受給のために、後継者へ貸付けを行うものです。以上です。</p>
議長(会長)	<p>はい、ありがとうございます。それでは審議を行います。整理番号108-1から118-11につきまして、質問意見等がある方はお願いしたいと思います。</p>
委員一同	(質疑なし)
議長(会長)	<p>意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	(挙手多数)
議長(会長)	<p>はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。整理番号108-1から118-11につきまして、申請どおり決定します。</p> <p>以上で議案第4号 農用地利用集積等促進計画について審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第7 議案第5号 共有者等を確知することができない農地の公示について、事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>共有者等を確知することができない農地の公示について。議案書の18ページをご覧ください。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第22条第3項の規定に基づき、共有者等を確知することができない旨公示することについて採決を求めるものです。</p> <p>整理番号1-1について説明します。</p> <p>【議案第5号 整理番号1-1朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地 石田百井地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 1,077㎡</p>

事務局	<p>土地の所在地 石田百井地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 807 m²</p> <p>この度の対象農地の登記上の所有者は●●●●●さんで、貸渡人の●●●●●さんの祖母であり、昭和55年7月27日に亡くなっておられます。この度、●●●●●への貸付けを希望されたため、事務局で戸籍等により探索を行いました。探索の範囲である配偶者、子を確認した結果、配偶者は亡くなっておられ、13人の子も1人以外は亡くなっていることが判明しました。存命の1人の子へ促進計画への同意の依頼文書を、戸籍の附票による住所へ書留により送付しましたが、宛名不明で返送がありました。貸渡人の●●●●●さんはほかの権利者との付き合いがないとのことで、過半の同意を得ることが困難であるため、公示を行うものです。以上です。</p>
議長（会長）	<p>はい、この件につきまして、質問意見等がある方はお願いしたいと思います。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（挙手多数）</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。申請どおり公示を行うことに決定いたします。</p> <p>以上で議案第5号 共有者等を確知することができない農地の公示についての審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第8 その他について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>1. 資料提供</p> <p>○所有者不明・共有者不明農地の貸借について（貸借をすることに反対者がある場合について）</p> <p>2. 次回の農業委員会開催日時について</p> <p>次回の農業委員会は8月12日（火）13時30分から、船岡地区公民館大集会室で開催します。なお、会終了後、八頭町議会との意見交換会を開催予定です。</p> <p>また、9月委員会は議会の都合により、9月9日（火）に変更をさせていただきたいと思います。よろしく願います。</p>

事務局	以上です。
議長（会長）	3. その他 ○議会との意見交換会の開催について ○日帰り研修について
事務局	3. その他 ○活動記録簿記入の手引きについて
議長（会長）	その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。
委員一同	（なし）
議長（会長）	無いようですので、以上で第4回農業委員会を終了します。 終了（14時15分）